

令和6年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和6年12月12日（木曜日）

○日時 令和6年12月12日 午前10時45分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第12号 令和6年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第13号 令和6年度網走市介護保険特別会計補正予算
3. 議案第14号 令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
4. 議案第15号 網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

○出席委員（8名）

委員長	井戸達也
委員	石垣直樹
	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司
	山田庫司郎

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（7名）

金兵智則
栗田政男
里見哲也
永本浩子
古田純也
古都宣裕
村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
財政課長	小西正敏
職員課長	高橋健司

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係長	和田亮
総務議事係	山口諒

午前10時45分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会します。

本日の委員会では、付託されました議案4件について審査をいたします。

それでは、議案第15号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○高橋健司職員課長 追加議案資料6ページ、資料12号を御覧願います。

議案第15号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

1. 改正の趣旨でございますが、本年度の国家公務員の民間給与との比較に基づく給与改定及び社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の取扱いに準じて、一般職の給与並びに常勤の特別職、市議会議員の期末勤勉手当の支給月数等を改正するものでございます。

2. 改正する条例でございますが、資料に記載の5条例でございます。

3. 改正内容でございますが、（1）民間給与との比較に基づく給与改定といたしまして、1点目は、給料表を国家公務員俸給表に準じて、平均3.0%引上げしようとするもので、初任給、若年層に重点を置いた引上げとなっております。

2点目は、寒冷地手当の支給額を引き上げしようとするものでございます。

3点目は、期末勤勉手当の年間支給月数を、再任用職員、特定任期付職員では0.05月分、それ以外の職につきましては0.1月分、それぞれ引上げしようとするものでございます。

次に、（2）社会と公務の変化に応じた給与制度の整備といたしまして、1点目は、給料表を国家公務員俸給表に準じ、号俸の引上げを行うものでございます。具体的には、3級から7級の初号付近の号俸を廃止し、各級の最低水準を引上げしようとする

ものでございます。

2点目は、扶養手当の見直しについてですが、配偶者にかかる扶養手当を廃止し、子にかかる扶養手当を6,500円から1万3,000円に上げようとするもので、2年間の経過措置を設けまして、段階的に実施しようとするものでございます。

3点目は、駐車場借上げにかかる通勤手当の加算額を、1,000円から2,000円に上げようとするものでございます。

4点目は、再任用された職員に対し、手当支給の拡大をしようとするもので、新たに住居手当、寒冷地手当を支給しようとするものでございます。

4. 施行期日は、公布の日から施行しようとするもので、適用日につきましては資料に記載のとおりでございます。また、新旧対象表につきましては、8ページから20ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 基本的に、職員の給与等については当然なことだというふうに思います。今まさに賃上げをしなければならない状況というのは、私も理解するところです。

そこで、一応確認したいのですが、市議会議員については人事院勧告の対象にならないというふうに思うのですが、その辺を確認したいと思いますがいかがですか。

○高橋健司職員課長 人事院勧告につきましては、国家公務員に対してなされるもので、市議会議員に直接適用されるものではないというふうに認識しております。

○松浦敏司委員 というようなことから、今、網走市民の状況から言えば、市議会議員の手当を上げるということについては、やはり批判が起こるというふうに私どもは考えておりまして、この部分については賛成しかねるということであります。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 今、松浦議員の御質問で、そういうものはないということだったのですけれども、本来、市議会議員の給料のこういう、何ていうのでしょうか、指標がないというか、それで、人事院勧告に準じているということだったので。多分、過去には経済動向によって下がったときは、多分この議員の給料も下がるということになっていたと思うのですよね。なので、この指標として人事院勧告を参照さ

せていただいているというか、それについては私はいいのではないかと思います。

ですので、反対ということではなく賛成するものです。

○井戸達也委員長 質疑はよろしいですか。

○澤谷淳子委員 質問していなかったですね、すみません。

過去に下がったことはありましたか。

○高橋健司職員課長 人事院勧告で期末勤勉手当のほうの引上げ、引下げはですね、勧告された場合には、それに準じて職員につきましては引下げを行っております。

市議会議員につきましては、市職員の期末勤勉手当の支給状況を鑑みて、合わせて市議会議員の期末手当について支給月数を引き下げているというような状況となっております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 今、物価が非常に高い。電気、ガスも含めて、燃料、本当に商品も含めて、市民の皆さんも大変な生活をしているという。福祉灯油も、福祉灯油という表現がいいかですが、そういう対策も今、市のほうも考えていますし、国がまたいろいろな対策も含めて、今後、出てくるのだと思います。そういう意味で、非常に厳しい市民の生活の状況というのは、私も認識をします。

ただ、松浦委員も言われたように、市議会議員とはいえですね、私たちもやっぱり生活者の一人です。そういう意味でいけばですね、38万の歳費については、これは議員報酬の審議会での議論になりますから、基本的には、もうずっとこれは見直しをされていない状況が一つありまして、手当の関係では、先ほど職員課長は人事院勧告に準じているという表現をしていましたけれども、私の考え方は人事院勧告が一つの目安で、網走市の職員については、理事者の皆さんと話し合う中で最終的に決めているというふうに思っています。

それで私たちも、澤谷さんが言われるように、指標がないものですから、できればやっぱりそうなる、職員に準じさせていただこうと。こういうことをずっとやってきた経過がありまして。先ほど課長から答弁があったように、下がるというのももちろんありましたし、上がるときもあると。それは職員に準じる中でやってきた経過があるんでね。今回も、それは市民の理解が得られるか得られないかの議論も一つありますけれども、私たちは、私は胸を張っ

てですね、私たちも生きている、生活しているわけですから、ぜひ市民の皆さんには御理解をいただき、手当については上げていただくことで、ぜひ賛成をさせていただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに発言ございますか。

○石垣直樹委員 8月8日に勧告されたわけですが、これを読んでいきますと、ポイントは初任給、若年層、再任用であるのかなというふうに感じます。また、国家公務員においては、成り手不足が危機的な状況だと。国家の屋台骨を支える唯一無二の仕事をしている国家公務員の成り手不足に陥っていると。伺いますけれども、網走市においても同じような状況になっているのでしょうか。

○高橋健司職員課長 網走市における内定とか、その辺の人員確保の問題かと思われます。当市におきましてもですね、他の自治体も同様だとは思いますが、やはり採用試験の申込者数自体が、やっぱり少なくなってきているというような状況でございます。

今回の人事院勧告につきましては、そういった問題も含めて解決をしていこうというような勧告内容となっております、当市におきましても、そういったこと、給与面の処遇の改善を図るなどして、そういった課題に当たりたいということで考えております。

○石垣直樹委員 理解いたしました。その勧告内容を見ましても、やはり給料面での魅力を上げていかなければいけないというふうに期待されております。同様に、議員においても、全国的に網走市においても成り手不足が顕著でございます。やはりそこには、報酬という部分があるのかなというふうに感じておりますので、私はこれに対しては賛成いたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言、御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。

議案第15号網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定については、大方の賛成者により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第12号令和6年度網走市一般会計補正予算中、人件費等関係分、特別会

計人件費関係分として議案第13号、議案第14号が関連しておりますので、一括して説明を求めます。

○高橋健司職員課長 追加議案資料3ページを御覧願います。

人件費の補正概要について、御説明申し上げます。

人件費の補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計を合わせた総額で御説明申し上げます。

人件費補正総額は、8,403万3,000円の追加でございます。

補正の内容でございますが、1. 特別職ですが、市長、副市長、教育長では52万1,000円の減額でございます。内訳といたしましては、給与改定で29万7,000円の追加、共済費負担金率の確定で81万8,000円の減額となっております。次に、(2) 議員分についてであります、68万3,000円の追加でございます。内訳といたしましては、全額給与改定分となっております。

続きまして、2. 一般職ですが、一般職では8,387万1,000円の追加でございます。内訳といたしまして、①給与改定で1億37万8,000円の追加、②職員の育児休業などの休業、退職などによる給与で921万7,000円の減額、③早期退職による給与で789万4,000円の追加、④共済費負担金率の確定で1,050万8,000円の減額、⑤支給事由の変更等による給与で467万6,000円の減額となっております。

人件費の補正概要については、以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で、質疑等ございますでしょうか。

○松浦敏司委員 質疑というよりも、先ほど議案第15号で述べたように、議員の部分について、私どもは賛同できませんので、この部分については賛成しかねるということであります。

○井戸達也委員長 ほかに質疑等ございますか。よろしいですか。

○山田庫司郎委員 これ議案ですからわかるのですが、先ほど68万3,000円……違う違う違う。68万3,000円、議会の関係、議論したというふうに思いますし、大方の賛成でこれ採決になったっていうふうに私自身は思っているのですが。ここでまたこの議論をすることになるのか、どうかなのですけれども。ちょっと委員長、整理してもらえればと思うのです。ここでもし違うことが出たらおかしくなるので。

○井戸達也委員長 基本的に違う意見は出ないと思

います。前回の条例制定でまず扱っているのも、こっちが議案というか、議案について、ほぼ内容的には変わりませんけれども、金額の面に出てきているという扱いになりますので、ほぼ一緒なのですから、一応諮り方として、議案第12号に対しても、一度、お諮りをして、その後議案第13号、第14号もお諮りをするという仕切りをさせて……。

○山田庫司郎委員 これ議件になんの。概要の説明資料じゃないのか。補正予算だから……。

○井戸達也委員長 予算が絡むから。

○山田庫司郎委員 いや、わかりました。先ほどの採択になって、こちら側が否決ってことにはならないとは思いますが、あまり議論する箇所が多いということは、変な話、変な動きが出るとまたおかしくなる可能性がある。今、補正の中身だということで、特別会計も含めた提案ですから、理解をさせていただきます。

それで、ちょっと細かいことになるのと、プライバシーになればそれは答弁しなくてよろしいのですが、休業、休職による給与ということで減額になっていますから、ある程度復帰した方たちがいるのかなというふうに、いい意味で思いたいのですが、現状についてちょっとお話しただけだと思うんですが。

○高橋健司職員課長 休業、休職による補正の内訳ということだと思いますが、育児休業による休職というものと、あと、病気による分限休職というものがありますけれども、合計で7名ほど補正予算では減額の予算を組ませていただいております。

○山田庫司郎委員 そうしたら、対象の人数が減ったのかな。そういうことではないの。いいことなのですか。

○高橋健司職員課長 育児休業などにつきましては、年度当初からわかっている者もおりますので、そういった者については、初めから当初予算では、給料のほうは見えていなかったのですが、今年度に入ってから新たに育児休業を取得した者だとかの人数を補正予算として減額をさせていただいているという内容となっております。

○山田庫司郎委員 わかりました。

それとですね、早期退職がまたいるようです。非常に、先ほどの議論とまた一緒になるのかもしれませんが、募集の人数も減っているという話がありますし、せっかく難関を突破して入っていただいた方が辞めることにどうだこうだと言えませんが、

辞めていくということは非常に残念なことだと思いますので。これ、今回、若い方が多いのかなと思うんですが、何名、780万ぐらいですが。

○高橋健司職員課長 退職による給与で、補正予算のほう789万4,000円の追加という形で計上させていただいております。

内訳といたしましては、早期退職による退職手当ですね、こちらのほうが9名分計上させていただいております。それで金額としては2,780万4,000円の増額という形になっております。それ以外に、早期退職することによって給料が減るという部分もございますので、その分の減額といたしまして、1億9,910万円の減額となっております。その合計で、早期退職による給与等で789万4,000円の増額というような補正の内訳となっております。

申し訳ございません。早期退職給与の関係なのですけれども、先ほど1億9,910万円の減額という形で申し上げましたが、申し訳ございません。そちらのほう誤りでございまして、1,991万円の減額という形です。数字のほう誤って申し上げましたので、訂正させていただきたいと思います。

○山田庫司郎委員 わかりました。そういう相殺と言いますか、整理して出てきた金額がこれだと。9名ということですが、これ、みんな早期退職ですか、9名。違うでしょ。

○高橋健司職員課長 9名の内訳だったのですが、早期退職が8名と、あと1名が厳密に言うと早期退職という形になるのですが、今、定年延長、定年の引上げということがありましたので、定年の引上げを受けないで辞めるという者もいますので、合計で9名という形となっております。

○山田庫司郎委員 なるべく定年までいていただければありがたいとは思いますが、それぞれの諸事情があると思います。理解しました。

ありがとうございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、確認のためお諮りをいたします。

議案第12号令和6年度網走市一般会計補正予算中、人件費等関係分は、大方の賛成者により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

次に、特別会計の人件費等関係分の議案第13号、議案第14号については、全会一致により原案可決

すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、議案第12号令和6年度網走市一般会計補正予算中、消防費、消防組合負担金について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 追加議案資料4ページを御覧願います。

令和6年度一般会計補正予算中、消防組合負担金補正予算について、御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。網走地区、網走地区消防組合における歳出予算でございますが、人事院勧告に基づく給与改定、退職手当の追加により4,519万円の追加となるものでございます。

2の補正額でございますが、一般財源で4,519万円を追加し、補正後の額を7億3,724万3,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で、質疑等ございますでしょうか。

○深津晴江委員 質問させていただきます。

退職手当ということなのですが、何名分なのか教えてください。

○小西正敏司財政課長 2名でございます。2名分で、合計の金額につきましては、2,278万1,000円となっております。

○深津晴江委員 わかりました。

退職手当と、先ほどのというところで合計がこの値段、補正ということで。理解いたしました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第12号令和6年度一般会計補正予算中、消防費、消防組合負担金については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

以上をもちまして、総務経済委員会を終了いたします。

午前11時08分閉会
